資料2：「金成植代表発議の法案」

議案番号137-25 発議年月日2011．11．2

発議者：金成植・権ヨンジン・朱グァンドク・趙ジンレ・鄭テグン・李ヅア・金ソンドン・金ソンス・朴ミンシク・金ムソン　議員（10人）

提案理由

世界的なグローバル財政危機の渦の中で目覚しい技術進歩により、生活はいっそう便利になり、全体の所得水準は高くなったが、経済社会の二極化と所得の不均衡などにより、貧富の格差が深刻化し社会葛藤の要因は徐々に増幅されている。最近、米国ウォール街で始まったデモが全世界に広がる中、「貪欲」ではなく、倫理的な経営を追求し、「特定の層」ではなく「誰もが」「相生繁栄」するという包容的な新たな市場経済のモデルに関心が高まる状況において、協同組合は、新たな経済社会発展の代案モデルとして浮き彫りになる趨勢である。

「1人1票の民主的な経営」、「利益の極大化ではなく、組合員の便益提供」、「原価主義経営」、「地域社会貢献の原則」など、既存の会社と異なる独特な運営原則を持っている協同組合は、2008年金融危機のような経済的な衝撃にも影響を少なくしたことに現れただけでなく、低所得層などの脆弱階層に新たな仕事の場を提供することにより庶民経済の活性化と二極化問題の緩和に寄与することが確認されており、既に世界100余国、8億人以上の組合員が多様な事業領域で活発に活動中である。この面では2009年に国連は、2012年を「世界の協同組合の年」と指定して、協同組合の発展のための法制度の整備の準備などを各国に勧告している実情がある。

我が国の場合、協同組合は、欧州諸国などに比べて制限的に運営されており、1961年の「農業協同組合法」制定以後、現在までに1次産業を主として8つの特別法を根拠にして設立されてきて、それさえも経済発展に伴う変化や産業構造にきちんと副応していない側面がある。特に、自活運動、ケア労働等の公益的な役割を果たしている3,000余の関連団体が活動中であるが、法的根拠、実態把握、主務省庁、政策的な支援不在などによって、体系的な管理と育成が難しい状況にある。

「持続的で包容的成長（sustainable and inclusive growth）」が追求される状況において、自主、自立、自治、民主的に運営される協同組合の設立根拠を準備することによって、脆弱階層の新たな仕事場（就労）を創出し、庶民経済を活性化し、さらに、共生発展と国民の生活の質を向上させようとすることに、本法律制定の意義があることになる。

主要内容

イ）協同組合は、すべての分野で設立可能で、組合員の権益を向上させ、地域社会に貢献するための事業組織として（案第2条）、協同組合と連合会は、各々法人として、営利を目的としない「社会的協同組合」を設立することができる（案第3条及び第4条）。

ロ）協同組合は、市・道知事に対する届出によって、また社会的協同組合の場合は企画財政部長官の認可によって設立することができ（案第3条及び第4条）、協同組合等は組合員及び会員に対する教育訓練及び情報提供を活発にして、他の協同組合等との相互協力の増進に努力しなければならない（案第7条及び第8条）。

ハ）協同組合の主務官庁は、企画財政部とし、企画財政部長官は、関係行政機関の長と協議し、協同組合政策を総括調整し、協同組合政策の確立、協同組合及び協同組合連合会認可等

に関する事項の協議、調整等のための協同組合政策協議会を置く（案第11条）。

ニ）毎年7月第1土曜日を協同組合デー、協同組合デー以前1週間を協同組合週間とし、国と地方自治体が協同組合デーの趣旨に合う行事などの事業を実施するよう努力しければならない（案第12条）。

ホ）他の法律により設立された協同組合等に対しては、この法律を適用しないようにするが、協同組合等に関して、この法律に規定する事項のほか、「商法」又は「民法」を準用することとする（案第13条及び第14条）。

ヘ）協同組合への加入と脱退の自由を保障し、組合員は出資口数に関係なく、1個の議決権を持つようにする（案第15条から第18条まで）。その他、協同組合の運営のために必要な事項は、定款・規約・規程に定めるようにし（案第23条及び第24条）、総会・代議員総会・役員・理事会などの協同組合の機関に関し必要な事項を規定する（案第25条から第36条まで）。

ト）協同組合の設立目的達成に必要な事業を自律的に、定款で定めるようにし（案第38条）、社会的協同組合の事業の種類及び主な事業要件を別途規定する（案第39条）。ただし、協同組合が、共済事業を行うときは、共済規程を定め、企画財政部長官の認可を受けるようにし、企画財政部長官は、共済事業認可時に金融委員会と協議することとする（案第40条）。

チ）協同組合の剰余金の100分の10以上（社会的協同組合の場合、100分の30以上）を法定積立金として積立てるようにし、協同組合事業の利用実績及び払込出資金に対する配当が可能（社会的協同組合の場合は不可能）になるようにする（案第45条及び第46条）。

リ）協同組合の合併・分割及び解散に関する要件・手続（案第49条から第51条まで）と協同組合の清算手続を規定し、残余財産は、定款で定めるところにより処理することとする（案第52条及び第53条）。

ヌ）協同組合は、設立要件を備えて、企画財政部長官に申告することにより、協同組合連合会を設立することができ（案第54条）、協同組合連合会の事業は、定款で定めるようにする（案第58条）。また、協同組合連合会の会員、設立、機関、事業、会計及び合併・分割・解散・清算に関し必要な事項は、協同組合に関する規定を準用することとする（案第59条）。

ル）企画財政部長官及び市・道知事は、協同組合等に対し、その業務を監督し、必要な措置を命ずることができ（案第60条）、別に協同組合の義務違反事項に対する罰則を規定する（案第61条から第64条まで）。

法律第　　号

協同組合基本法案

第1章　総則

第1条（目的）この法律は、協同組合の設立・運営を支援し、自主・自立・自治的な協同組合の活動を促進することにより、庶民と地域経済を活性化し、新しい仕事が（就労）を創出し、共生発展と国民の生活の質の向上に資することを目的とする。

第2条（定義）この法律において使用する用語の意味は以下の通りである。

1　「協同組合」とは、財又はサービスの購買・生産・販売・提供などを協同で営むことにより組合員の権益を向上させ、地域社会に貢献するために、この法律により設立申告をし

設立登記した事業組織、または、この法律により企画財政部長官の認可を受けて設立登記した事業組織を言う。

２　「協同組合連合会」とは、協同組合の共同利益を図るため、この法律により設立申告をして設立登記したか、この法により設立の認可を受けて設立登記した協同組合の連合会を言う。

第3条（法人格等）①　この法律により設立される協同組合と協同組合連合会（以下「協同組合等」とする）は各々法人とする。

②　協同組合等の住所は、その主たる事務所の所在地とし、定款で定めるところにより、必要なところに支事務所を置くことができる。

③　協同組合等は、主たる事務所の所在地において設立登記することにより成立する。

④　登記所は、「協同組合登記簿」を別途に備置しなければならない。

第4条（社会的協同組合等）地域社会の発展と地域住民の権益・福利増進などに関連した事業を遂行したり、脆弱階層に社会サービス又は仕事場（就労）を提供するなど、営利を目的としない協同組合やその協同組合の連合会（以下「社会的協同組合等」とする）を設立しようとする者は、この法律により企画財政部長官の認可を受けなければならない。

第5条（名称）①　協同組合は「協同組合」という文字を、協同組合連合会は、「協同組合連合会」という文字を各々の名称に使用しなければならない。

②　協同組合等は、設立の分野・地域・業種などを名称に活用し、業務領域などを簡単に把握できるようにしなければならない。

③　協同組合等は、他の協同組合等の名称と重複したり、混同される名称を使用してはならない。

④　この法律により設立された協同組合等でなければ、第1項による文字を名称に使用することはできない。

第6条（設立目的及び運営原則）①　協同組合等は、構成員（協同組合の場合は組合員、連合会の場合は会員を言う。以下「組合員等」とする）の経済的利益及び組合員等との間の相互扶助又は共済を目的とする。

②　協同組合等は、自発的に結成し共同で所有し民主的に運営されなければならない。

③　協同組合等は、投機を目的とする行為をしてはならない。

④　協同組合等は、一部の組合員等の利益だけを目的に事業をしてはならない。

第7条（協同組合等の責務）協同組合等は組合員等の権益増進のために組合員等に対する教育・訓練及び情報提供活動を積極的に遂行しなければならない。

第8条（他の協同組合等との協力）①　協同組合等は、他の協同組合、他の分野の協同組合及び外国の協同組合との相互協力、理解の増進及び共同事業開発などのために努力しなければならない。

②　協同組合等は、第1項の目的達成のために必要な場合には、他の分野の協同組合と協議会を構成・運営することができる。

第9条（公職選挙関与の禁止）①　協同組合等は、公職選挙において特定政党を支持したり、特定の人を当選するようにしたり当選しないようにする行為をしてはならない。

②　何人も協同組合等を利用して、第1項による行為をしてはならない。

第10条（国及び公共団体の責務）①　国及び公共団体は、協同組合等の自律性を侵害してはならない。
②　国及び公共団体は、協同組合等の事業に対して積極的に協力することとし、その事業に必要な資金などを支援することができる。
③　国及び公共団体は、協同組合等の意見を聞き、その意見が反映されるように努力しなければならない。

第11条（協同組合等に関する政策）①　企画財政部長官は、協同組合等に関する政策を総括する。
②　企画財政部長官は、協同組合等に関する政策を確立・総括するにあたり、関係中央行政機関の長と協議することとし、特別市長・広域市長・道知事・特別自治道知事（以下「市・道知事」とする）の意見を要請することができる。
③　企画財政部長官は、協同組合政策の確立、協同組合及び協同組合連合会認可等に関する事項の協議・調整等のために「協同組合政策協議会」を置く
④　協同組合政策協議会の構成及び運営に必要な事項は大統領令で定める。
⑤　企画財政部長官は、協同組合等の活動現況・資金・人材及び経営等に関する実態把握のために、大統領令で定めるところにより2年ごとに実態調査を実施しその結果を公表しなければならない。
⑥　企画財政部長官は、第5項による実態調査に必要な資料を関係中央行政機関の長又は市・道知事に要請することができる。この場合、要請を受けた関係中央行政機関の長と市・道知事は、特別な事情がない限り、これに従わなければならない。

第12条（協同組合の日）①　国は、協同組合に対する理解を増進させ、協同組合の活動を奨励するために、毎年7月第1土曜日を協同組合の日とし、協同組合の日以前1週間を協同組合週間とする。
②　国及び地方自治団体は、協同組合の日の趣旨に適合する行事などの事業を実施するよう努力しなければならない。

第13条（他の法律との関係）①　他の法律により設立された協同組合等に対しては、この法律を適用しない。
②　大統領令で定める一定規模以下の協同組合等に対しては、独占規制及び公正取引に関する法律を適用しない。

第14条（他の法律の準用）協同組合等に関し、この法律に規定がないときは、「商法」第3編第3章の2有限責任会社に関する規定を準用する。ただ社会的協同組合等に関しては、「民法」第1編第3章法人に関する規定を準用する。

第2章　協同組合

第1節　組合員

第15条（組合員加入）①　協同組合を利用する意思があり、組合員としての義務を果たそうとする場合には、誰でも組合員になることができる。組合員になろうとする者は、加入申請書を協同組合に提出することを必要とし、組合員名簿に記載されることにより、組合員の地位を取得する。

②　第1項にかかわらず、協同組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、定款で定めるところにより、組合員の資格を制限することができる。
　１　協同組合の設立目的や特性に符合する者に制限する場合
　２　協同組合の業務区域に住所・居所・事業場又は勤務先がある場合に制限している場合
③　協同組合は、正当な理由なく加入を拒否したり、加入にあたって、他の組合員よりも不利な条件を付すことはできない。

第16条（出資及び責任）①　組合員は、定款に定めるところにより、1口以上を出資しなければならない。ただし、必要な場合、定款に定めるところにより、現物を出資することができる。
②　組合員1人の出資口数はは総出資口数の100分の30を超えてはならない。
③　組合員が払い込んだ出資金は質権の目的とすることはできない。
④　協同組合に払い込んだ出資金は、協同組合に対する債権と相殺することはできない。
⑤　組合員の責任は、払込出資額を限度とする。

第17条（議決権及び選挙権）①　組合員は、出資口数に関係なく、1個の議決権を持つ。
②　組合員は、代理人をもって議決権を行使することができる。この場合、代理人の資格等、代理に関し必要な事項は定款で定める。

第18条（脱退等）①　組合員は協同組合に脱退の意思を通知し、脱退することができる。
②　組合員が次の各号のいずれかに該当すれば、当然に脱退となる。
　１　組合員の資格がない場合
　２　死亡した場合
　３　破産した場合、
　４　禁治産宣告を受けた場合
　５　組合員である法人が解散した場合
　６　その他定款で定める事由に該当する場合
③　組合員の地位の譲渡又は組合員の持分の譲渡は、総会の議決を得なければならない。

第19条（除名）①　協同組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当する場合は、組合員を除名することができる。
　１　定款で定める期間以上協同組合の事業を利用しなかった場合
　２　出資及び経費の納入等、協同組合に対する義務を履行しなかった場合
　３　その他定款で定める事由が発生した場合
②　協同組合は、第1項により組合員を除名しようとするときは、総会開催の10日前までに該当組合員に除名理由を通知し、その組合員に総会で意見を陳述する機会を与えなければならない。
③　第2項による意見陳述の機会を与えずに行った総会の除名決議は、該当組合員に対抗することはできない。

第20条（持分払戻請求権）①　脱退しもしくは除名された組合員は、定款で定めるところにより、その持分の払戻しを請求することができる。
②　協同組合は、脱退しもしくは除名された組合員が組合に対する債務があるときには、第1項による払戻金と相殺することができる。
③　第1項の規定による請求権は、脱退しもしくは除名された日から2年間行使しなければ消滅する。

第2節　設立

第21条（設立手続等）①　協同組合を設立しようとするときは、組合員になろうとする5人以上が発起人となり、定款を作成し創立総会の議決を経た後、主たる事務所の所在地を管轄する市・道知事に申告（＝届出★訳注）しなければならない。
②　創立総会の議事は、創立総会開会前までの発起人の総議決権数の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成により議決する。
③　市・道知事は、第1項により協同組合の設立申告を受けたときは、ただちに企画財政部長官にその事実を通報しなければならない。
④　第4条による社会的協同組合を設立しようとするときは、第1項及び第2項の規定により定款を作成して、創立総会の議決を経た後、企画財政部長官に認可を申請しなければならない。
⑤　企画財政部長官は、第4項により設立認可申請を受けたら、次の各号の場合を除き、申請日から60日以内に認可しなければならない。
　１　設立認可具備書類が不備の場合
　２　設立の手続き、定款及び事業計画書の内容が法令に違反した場合
　３　他に設立認可基準に達していない場合
⑥　第4項及び第5項の設立の認可に関する申請手続と組合員数、出資金その他の認可に必要な基準、認可方法に関しての詳細事項は、大統領令で定める。

第22条（設立登記等）①　協同組合は、出資金の払込みが終了した日から2週間以内に主たる事務所の所在地において設立登記をしなければならない。ただし、社会的協同組合等は、設立認可を受けた日から3ヶ月以内に設立登記をしなければならない。そうでない場合、その認可の効力は消失する。
②　第1項による設立登記に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第23条（定款）①　協同組合の定款には、次の各号の事項が含まれなければならない。
　１　目的
　２　名称
　３　業務区域
　４　主たる事務所の所在地
　５　出資1口の金額
　６　公告の方法に関する事項
　７　発起人の氏名、住所、住民登録番号
　８　その他この法律において定款で定めるようにした点
②　定款の変更は、設立申告をした市・道知事に変更申告をしてはじめてその効力が発生する。ただし、社会的協同組合の定款の変更は、企画財政部長官の認可を受けることにより、その効力が発生する。

第24条（規約や規程）協同組合の運営及び事業実施に必要な事項として、定款に定めるものを除き、規約又は規程で定めることができる。

第3節　機関

第25条（総会）①　協同組合に総会を置く。
②　総会は、組合員で構成する。

③　理事長は総会を招集し、その議長となる。総会において議決権を行使する組合員を確定するため、組合員名簿の閉鎖期間は、理事会で決めた後、その閉鎖期間開始の少なくとも2週間前にすべての組合員に通知しなければならない。
④　総会の運営に必要な事項は、定款で定めるものとし、次の各号の事項が含まれなければならない。
１　総会の開催時期及び方法に関する事項
２　総会の議決事項
３　総会の招集要求に関する事項
４　議案発議及び提出に関する事項
５　総会の開議及び議決に関する事項
６　総会議事録の作成に関する事項
７　総会に代わる代議員総会を設置する場合は、その構成及び運営に関する事項

第26条（総会の議決事項等）①　次の各号の事項は、総会の議決を得なければならない。
１　定款の変更
２　規約の制定・変更又は廃止
３　理事長を含む役員の選出と解任
４　事業計画及び予算の承認
５　決算報告書の承認
６　監査報告書の承認
７　協同組合の合併・分割・解散又は休業
８　組合員の除名
９　総会の議決を得るよう定款で定める事項
１０　その他、理事長又は理事会が必要と認める事項
②　第1項の事項のうち、第1号、第7号、第8号は総組合員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成で議決し、その他の事項は、総組合員の過半数の出席と出席者の過半数の賛成により議決する。

第27条（代議員総会）①　組合員の数が、大統領令で定める数を超える場合、総会に代わる代議員総会を置くことができる。
②　代議員総会は、組合員の中から選出された代議員で構成する。
③　代議員の議決権は、代理人をもて行使することはできない。
④　代議員総会に関しては、総会に関する規定を準用し、この場合、「組合員」は、「代議員」と読み替える。ただし、代議員総会は、協同組合の合併・分割及び解散に関する事項は、議決することはできない。

第28条（役員）協同組合の役員として、理事長1人を含む3名以上の理事と1人以上の監事を置く。

第29条（役員の義務等）①　役員は、この法律、この法律による命令、定款・規約・規程及び総会と理事会の議決を遵守し、組合のために、誠実にその職務を遂行しなければならない。
②　役員が法令又は定款に違反したり、その任務を懈怠して、自身の属する協同組合に損害を加えたときは、連帯してその損害を賠償しなければならない。役員が故意又は重大な過失によりその任務を懈怠して第3者に損害を及ぼしたときは、第3者に連帯してその損害を賠償しなければならない。
③　第2項の行為が理事会の議決によるものであるときは、その議決に賛成した理事も、第2項

の責任を有する。
④　第3項の議決に参加した理事として、明白な反対意思を表示しなかった者は、その議決に賛成したこととみなす。
第30条（役員の解任）①　組合員は、組合員の5分の1以上の同意をもって総会で役員の解任を要求することができる。
②　役員の解任を議決するには、該当役員に解任の理由を通知し、総会で意見を陳述する機会を与えなければならない。

第31条（理事長及び理事の職務）①　理事長は、協同組合を代表して、定款で定めるところにより、協同組合の業務を執行する。
②　理事は、定款に定めるところにより、協同組合の業務を執行し、理事長に事故あるときは、定款で定める順序に従いその職務を代行する。
③　第2項の場合と理事長が権限を委任した場合を除き、理事長以外の理事は、協同組合を代表することはできない。

第32条（監事の職務）①　監事は、協同組合の業務執行状況、財産状態、帳簿、書類などを監査し、総会に報告しなければならない。
②　監事は、予告なしに協同組合の帳簿や書類を照合・確認することができる。
③　監事は、理事が法令・定款・規約・規程又は総会の議決に反して業務を執行したときは、理事会にその是正を要求しなければならない。
④　監事は、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。

第33条（監事の代表権）協同組合が理事長を含む理事と訴訟をするときは、監事が協同組合を代表する。

第34条（役員の兼職禁止）①　理事長は、他の協同組合の理事長を兼職することはできない。
②　理事長及び理事は、監事を兼職することはできない。
③　役員は、該当協同組合の職員を兼職することはできない。ただし、組合員数が大統領令で定める一定規模以下の協同組合の場合、役員と職員を兼職することができる。

第35条（理事会）①　協同組合には、理事会を置く。
②　理事会は、理事長及び理事で構成する。
③　理事長は理事会を招集しその議長となる。
④　理事会は理事全員の過半数の出席と出席理事の過半数の賛成で決議する。その他理事会の開議及び議決方法など、理事会の運営に関し必要な事項は、定款で定める。

第36条（理事会の議決事項）理事会は、次の各号の事項を議決する。
1　協同組合の財産及び業務執行に関する事項
2　総会の招集と総会に上程する議案
3　規程の制定・変更及び廃止
4　事業計画及び予算案の作成
5　法令又は定款で理事会の議決を得るように定める事項
6　その他、協同組合の運営に重要な事項又は理事長が付議する事項

第37条（書類備置の義務）①　理事長は、定款・規約及び規程、総会・理事会の議事録、会計帳簿及び組合員名簿を主たる事務所に備置しなければならない。

② 理事長は、決算報告書を定期総会の7日前までに、主たる事務所に備置しなければならない。
③ 組合員は、第1項及び第2項の書類を閲覧したり、その写本を請求することができる。協同組合の債権者は、会議の議事録を閲覧したり、その写本を請求することができる。

第4節 事業

第38条（事業）協同組合は、設立目的を達成するために必要な事業を自律的に、定款で定めるものとし、次の各号の事業は必ず含めなければならない。
1 組合員と職員に対する相談、教育訓練及び情報提供事業
2 協同組合間協同のための事業
3 協同組合の広報及び管轄地域に対する寄与のための事業

第39条（社会的協同組合の事業）① 社会的協同組合は、次の各号の事業のうち一つ以上を主な事業としなければならない。
1 地域社会再生、地域経済活性化、地域住民たちの権益・福利増進、及びその他地域社会が当面する問題解決に寄与する事業
2 脆弱階層に、保健・医療などの社会サービス又は仕事場を提供する事業
3 国・地方自治団体から委託を受けた事業
4 その他、公益増進に資する事業
5 1号から4号の事業を並行して推進する事業
② 上記の第1項の「主な事業」とは、目的事業が協同組合全体の事業量の40%以上である場合を意味する。

第40条（共済事業）① 出資金、会員数などにおいて、大統領令で定める基準を満たしている協同組合は、共済事業を行うことができる。
② 協同組合が、共済事業を行うときは、共済規程を定め、企画財政部長官の認可を受けなければならない。
③ 第2項による共済規程には、企画財政部長官が定めるところにより、共済事業の実施方法、共済契約及び共済料等を定めなければならない。
④ 第2項による共済規程を変更しようとするときは、企画財政部長官の認可を受けなければならない。
⑤ 企画財政部長官は、共済事業の健全な育成及び契約者保護のために共済事業の監督に必要な基準を定めることができる。
⑥ 上記2項ないし5項の業務に関連して、企画財政部長官は、金融委員会と協議しなければならない。

第41条（事業の利用）① 協同組合は、組合員ではない者に協同組合の事業を利用させてはならない。
② 第1項にかかわらず、協同組合は、組合員が利用する上で支障のない範囲で定款の定めるところにより、組合員ではない者にその事業を利用することができる。
③ 保健・医療事業を行う組合は、第1項にかかわらず、総供給高の100分の50の範囲内で大統領令で定める者に対し、保健・医療サービスを提供することができる。

第5節 会計

第42条（会計年度）①　協同組合の会計年度は、定款で定める。
②　協同組合の会計は一般会計と特別会計に区分するが、各会計別事業部門は、定款で定める。

第43条（事業計画と収支予算）協同組合は、毎会計年度の事業計画書と収支予算書を作成し、総会の決議を得なければならない。

第44条（運営の公開）①　協同組合は、決算結果の公告等、協同組合の運営事項を積極的に公開しなければならない。
②　協同組合は、定款・規程・規約、総会・理事会の議事録、及び組合員名簿を主たる事務所に揃え、組合員が自由に閲覧できるようにしなければならない。
③　社会的協同組合は、主務省庁あるいは連合会のホームページに主要な経営公示資料を掲載しなければならない。

第45条（積立金）①　協同組合は、毎会計年度決算の結果、剰余金があるときは、定款で定める金額に達するまで、剰余金の100分の10以上（ただし、社会的協同組合の場合、100分の30以上）を法定積立金として積み立てなければならない。
②　協同組合は、損失の補填に充当するか解散した場合を除き、法定積立金を使用してはならない。

第46条（損失の補填と剰余金の配当）①　協同組合は、毎会計年度決算の結果、損失が発生した時には未処分利益剰余金、法定積立金の順で、これを補填し、補填しても不足があるときは、これを次の会計年度に繰り越す。
②　協同組合は、第1項による損失の補填と第45条による法定積立金を積み立てた以後には、定款で定めるところにより、組合員に剰余金を配当することができる。ただし、社会的協同組合の場合、剰余金を配当できない。
③　第2項による剰余金の配当の場合、協同組合事業の利用実績に対する配当は、全体の配当額の100分の50以上でなければならない。また、払込出資額に対する配当は払込出資金の100分の10を超過してはならない。
第47条（決算報告書の承認）①　協同組合は、定期総会日の1週間前までに決算報告書（事業報告書、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分又は損失処理案等をいう）を、監事に提出しなければならない。
②　協同組合は、第1項による書類と監事の意見書を定期総会に提出し、承認を受けなければならない。

第48条（出資持分取得禁止等）協同組合は、組合員の出資持分を取得又は、質権の目的としてはならない。

第6節　合併・分割・解散及び清算

第49条（合併及び分割）①　協同組合は、合併契約書又は分割計画書を作成した後、総会の議決を得て合併又は分割することができる。
②　協同組合が合併又は分割する場合、設立申告を行った市・道知事に申告しなければならない。ただし、社会的協同組合が合併又は分割する場合には、企画財政部長官の認可を受けなければならない。
③　合併又は分割により存続又は設立される協同組合は、合併又は分割により消滅する協同組

合の権利・義務を承継する。
④　第1項により設立された協同組合に対しては、第21条から第24条までの規定を準用する。
⑤　協同組合が合併した場合には、合併申告した日又は合併認可を受けた日から2週間以内に、その事務所の所在地において合併後存続する協同組合は合併登記を、合併で消滅する協同組合は解散登記を、合併で設立された協同組合は設立登記を、各事務所の所在地において行わなければならない。

第50条（解散）①　協同組合は、次の各号のいずれかに該当する事由により解散する。
１　定款で定めた解散事由の発生
２　総会の議決
３　合併・分割又は倒産
４　設立認可の取り消し
②　協同組合が第1項第1号から第3号までの規定により解散したときは、清算人は、破産の場合を除いては、その就任後2週間以内に設立申告した市・道知事に申告しなければならない。ただし、社会的協同組合の場合は、企画財政部長官に申告しなければならない。

第51条（解散登記）①　協同組合が解散した場合には、合併と破産の場合を除き、主たる事務所の所在地では2週間以内に、支事務所の所在地では3週間以内に解散登記をしなければならない。
②　第1項による解散登記をするときは、第4項の場合を除き、清算人が申請人となる。
③　解散登記申請書には、解散事由を証明する書類を添付しなければならない。
④　企画財政部長官は、設立認可の取消しによる解散登記を嘱託しなければならない。

第52条（清算人）①　協同組合が解散したときは、破産の場合を除き、理事長が清算人となる。ただし、総会で他の人を清算人として選任した場合にはそれによる。
②　清算人は就任後遅滞なく、協同組合の財産状態を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、次の財産処分の方法を定め、総会の承認を得なければならない。
③　清算事務が終結したときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作成し、総会の承認を得なければならない。
④　第2項及び第3項の場合、総会を2回以上招集しても、総会が構成しないときは出席組合員の3分の2以上の賛成で、総会の承認があったものとみなす。

第53条（残余財産の処理）解散した協同組合が債務を弁済し、残余財産があるときは、定款の定めるところにより、これを処分する。ただし、社会的協同組合が解散した場合、負債及び出資金を弁済して、残余財産があるときは、定款で定めるところにより、次の各号のいずれかに帰属される。
１　上級連合会
２　類似の目的の協同組合
３　社会的法人。公益法人
４　国庫

第3章　協同組合連合会

第54条（会員）①　協同組合連合会の会員は、協同組合連合会の設立目的に同意して会員としての義務を果たそうとする協同組合又は他の協同組合連合会（以下「連合会」とする）とする。

② 連合会は、定款で定めるところにより、会員の資格を制限することができる。

第55条（脱退）① 会員は、定款の定めるところにより、連合会に脱退の意思を通知し、脱退することができる。
② 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合、当然に脱退する。
1 会員としての資格を喪失した場合
2 解散又は破産した場合、
3 その他定款で定める場合

第56条（議決権の差等許容）連合会は、会員の協同組合の組合員数、連合会の事業参加量など、定款で定めるところにより、会員の議決権を差等を付けて付与することができる。

第57条（設立手続等）① 連合会を設立しようとするときは、会員資格条件を有する2以上の協同組合（社会的協同組合は除く）が発起人になって定款を作成して、創立総会の議決を得た後、企画財政部長官に申告なければならない。
② 創立総会の議事は、発起人全体の出資口数の過半数の出席と出席口数の3分の2以上の賛成により議決する。
③ 1以上の社会的協同組合を含む協同組合等が連合会を設立しようとするときは、会員資格を持つ1つ以上の社会的協同組合を含む2以上の協同組合等が発起人になって定款を作成し、創立総会の議決を得た後、企画財政経済部長官の認可を受けなければならない。
④ 第3項の認可に関しては、第21条第4項から第6項までを準用する。

第58条（事業）連合会は、設立目的の達成に必要な事業を定款に定めるものとし、次の各号の事業が含まれなければならない。
1 会員に対する指導・支援・連絡及び調整に関する事業
2 会員に属する組合員及び職員に対する相談、教育訓練及び情報提供事業
3 会員の事業に関する調査・研究及び広報事業

第59条（準用規定）連合会に対し、第16条、第19条及び第20条、第22条から第37条まで、第40条から第53条まで、第60条の規定を準用する。この場合、「協同組合」は、「協同組合連合会」と、「組合員」は「会員」と読み替え、第16条第2項中「組合員1人」は「一会員」と、「100分の30」は、「100分の40」と、第60条第3項第1号中「第21条」は、「第57条」と読み替える。

第4章 監督

第60条（監督）① 市･道知事（設立申告を受けた市・道知事をいう。以下、この章で同じ）は、この法律で定めるところにより、協同組合の業務を監督し、監督上必要な命令をすることができる。ただし、社会的協同組合は、企画財政部長官が業務を監督し、監督上必要な命令をすることができる。
② 企画財政部長官は、この法律で定めるところにより、連合会の業務を監督し、監督上必要な命令をすることができる。ただし、必要に応じて市・道知事に監督業務の一部を委任することができる。
③ 市・道知事（社会的協同組合の場合、企画財政部長官）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、協同組合（設立中の協同組合を含む。以下この条において同じ）に対し、その業務及び財産に関する事項を報告させ、又は所属公務員をして協同組合の業務状況・帳簿・書

類、その他必要な事項を検査させることができる。
1　第21条による設立手続きに適合するか確認する必要がある場合
2　この法律、この法律による命令又は定款に違反したかどうか確認する必要がある場合
3　協同組合の事業が関連法令に違反したかどうか確認する必要がある場合
④　第3項による検査をする公務員は、その権限を表示する証票を携帯し、これを関係人に提示しなければならない。
⑤　市・道知事（社会的協同組合の場合、企画財政部長官）は、第1項による監督の結果、協同組合がこの法律による命令又は定款に違反した事実が発見されたときは、該当組合に対し是正に必要な措置を命ずることができる。
⑥　企画財政部長官は、この法律の効率的な施行と協同組合に対する政策を確立するために必要な場合、市・道知事に協同組合に対する調査・検査・確認又は資料の提出を要求又は、施政に必要な措置を命じることができる。

第5章　罰則

第61条（罰則）①　協同組合等の役職員又は清算人が次の各号のいずれかに該当する行為によって協同組合等に損害を及ぼしたときは、10年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。この場合、懲役刑と罰金刑は併科することができる。
1　協同組合等の事業目的以外の別の用途で資金を使用した場合
2　投機を目的に、協同組合等の財産を処分もしくは利用した場合
②　協同組合等の役職員又は清算人が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、1年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
1　第45条、第46条及び第48条（第59条により準用する場合を含む）に違反した場合
2　虚偽又は不正な方法で登記したとき
3　総会の議決を得なければならない事項に対して議決を得ずに執行したとき

第62条（設立認可の取消等）①　企画財政部長官が認可した組合及び連合会が次の各号のいずれかに該当すると、設立認可を取り消すことができる。
1　正当な事由なく、設立の認可を受けた日から1年以内に事業を開始せず、又は1年以上継続して事業を実施しなかった場合
2　2回以上、第60条第5項による処分を受けても是正しなかった場合、
3　協同組合等の設立認可基準に達しなくなった場合
4　虚偽その他不正な方法により設立認可を受けた場合
②　企画財政部長官は、第1項により協同組合等の設立認可を取り消したときは、すみやかにその事実を公告しなければならない。

第63条（併罰規定）協同組合等の役職員又は清算人がその協同組合等の業務に関して第61条の違反行為をした場合、その行為者を罰するほか、その協同組合等にも該当条文の罰金刑を科する。ただし、協同組合等がその違反行為を防止するため、該当業務に関し相当の注意と監督を怠らなかった場合は、この限りでない。

第64条（過怠料）①　第5条第4項に違反した者には500万ウォン以下の過怠料を賦課する。
②　協同組合等が次の各号の規定に違反した場合には、300万ウォン以下の過怠料を賦課する。
1　第16条第2項（第59条により準用する場合を含む）に違反して組合員等1人の出資口数制限を超えた場合
2　第17条第1項に違反して組合員の議決権に差等を置いた場合

３　第41条（第59条により準用する場合を含む）に違反して組合員等でない者に協同組合等の事業を利用させた場合

③　協同組合等の役職員又は清算人が次の各号のいずれかに該当するときは、100万ウォン以下の過怠料を賦課する。

１　登記・申告を怠ったとき

２　第37条第1項及び第2項（第59条により準用する場合を含む）による書類備置を怠ったとき

３　監督機関又は総会に対して虚偽の陳述又は報告をしたり、事実を隠蔽したとき

４　監督機関の検査を拒否・妨害又は忌避したとき

④　第1項から第3項までの規定による過怠料は大統領令で定めるところにより財政経済部長官又は市・道知事が賦課・徴収する。

第6章　補則

第65条（権限の委任及び委託）この法律による企画財政部長官の権限は、その一部を大統領令で定めるところにより、地方自治団体の長に委任することができる。

附則

第1条（施行日）この法律は、公布後1年が経過した日から施行する。

第2条（協同組合等に対する経過措置）①　この法律の施行当時、協同組合と類似の目的のために既に設立された事業者又は法人がこの法律による協同組合になるには、この法律の施行日から2年以内に第21条に定める設立の最低条件を備え、組合員の過半数の出席と、出席者の3分の2以上の賛成による総会の議決を経た後、第22条により設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前に事業者又は法人と設立登記後の協同組合は、同一の法人とみなす。

②　この法律の施行当時、連合会と類似の目的のために既に設立された社団法人が連合会になるには、この法律の施行日から1年以内に第57条で定める連合会の設立に必要な事項を備え、会員の過半数の出席と出席者の3分の2以上の賛成による総会の議決を経た後、設立登記をしなければならない。この場合、設立登記前の社団法人と設立登記後の連合会は、同一の法人とみなす。

第3条（名称に関する経過措置）この法律の施行当時、この法律による設立ではないが、協同組合と同一の機能を遂行している団体に対しては、この法律施行日から2年までは第5条を適用しない。

協同組合の設立及び運営に関する法律案
費用推計書未添付理由書

1. 財政随伴要因

○国及び公共団体は、協同組合等の事業に対して積極的に協調することとし、その事業に必要な資金等を支援できるようにする（案第10条第2項）

○企画財政部長官は、協同組合の方針の確立、協同組合及び協同組合連合会認可等に関する事項の協議・調整等のために「協同組合政策協議会」を置くようにする（案第11条第3項）

○企画財政部長官は、協同組合等の活動現況・資金・人材及び経営等に関する実態把握のために大統領令で定めるところにより、2年ごとに実態調査を実施し、その結果を公表するようにする（案第11条第5項）

○国と地方自治団体は、協同組合の日の趣旨に適合した行事などの事業を実施するように努力しなければならない（案第12条第2項）

２　未添付根拠規定

○「議案の費用推計に関する規則」第3条第1項第1号「予想される費用は年平均10億ウォン未満」及び第三号「議案の内容が宣言的・勧告的な形式で規定されるなど、技術的に推計が困難な場合」に該当する

３　未添付事由

○（案第10条第2項）この規定は、宣言的・勧告的な形式で規定されており、支援対象及び範囲、支援規模、支援方法などが決定されておらず、費用推計が不可能である

○（案第11条第3項）本規定による「協同組合政策協議会」は、協同組合関連政策の確立と認可等のための機構としては非常設の諮問機構になるものと見えるため、委員会運営に関連する追加費用は微々たるものと予想

○（案第11条第5項）本規定による協同組合等の活動現況・資金・人材及び経営等に関する実態把握のための調査は、大統領令で定めるところにより実施されるもので、現在、具体的な対象及び範囲が定まっていない状況なので費用の推計は不可能である

○（案第12条第2項）本規定による協同組合の日の趣旨に適合する行事などの事業は、現在、具体的な対象及び範囲が定まっていない状況なので、費用推計は不可能である

4. 作成者

作成者名：金成植議員室　補佐官
連絡処：02-788-2395

岡安仮訳